

国家と漁船

—— 1930年代～40年代のハワイ並びにアメリカ西海岸における アメリカ合衆国の漁業政策について——

小川真和子

紀元約3世紀以降、マルケサス諸島からハワイ諸島に移動してきた先住民たちは、自給自足的な漁労に従事していた。それを近代的な漁業（commercial fishing）へと変容させたのは、日本からハワイに移住した漁業者たちであった。1885年の官約移民開始は、ハワイにおける日本人人口、ひいては魚食人口の増加をもたらした。その需要を満たすべく、日本人漁業者たちは、漁業のみならず、漁獲物の流通、加工、日本式漁船の造船その他の関連事業も含む、近代的な水産業を発展させた。このような日本人漁業の台頭を警戒し、その漁船の排斥をもくろむ動きについて、報告者はかつて、ハワイ大学ハミルトン図書館所蔵の「ハワイ戦争記録保管所（Hawai'i War Records Depository）」資料を用いて考察を試みたことがある。そして、日本人漁業を推進する立場を取った準州政府と反対に、米連邦政府、特に軍部が、ハワイの海からの日本人の排除を試みた経緯について、実証的に検証した。しかしこれらの研究は、資料的な制約もあり、軍部や連邦政府側による排日政策の策定過程の解明が不十分であった。そこで本報告では、主にアメリカ合衆国公文書記録管理局（United States National Archives and Records Administration）所蔵の米連邦政府商務省、内務省、国務省、陸海軍、およびそれらとハワイ準州政府側とのやり取りに関する資料の分析を通して、日米関係が悪化した1930年代から太平洋戦争期、さらに戦後復興の動きが本格化する1940年代後半におけるハワイの漁業政策の変遷について検証した。

戦前のハワイ準州において、日本人漁業を保護し、連邦政府に対して漁業調査の実行や水産試験場の設立など、漁業を支える仕組みの整備を訴え続けた主体は、準州政府や議会、特に1927年に農林行政委員会内に新設された魚類鳥獣課であった。そして、ハワイにおける漁業振興を求める声を連邦政府関係省庁に伝える橋渡しとして機能したのが、歴代の準州知事と連邦議会代議士であった。このような一連の動きの背後には、地元財界、特に日本人と縁の深いハワイアンツナパッカーズ社を初めとする、水産業界の熱心なロビー活動があった。もっとも、その中心となっていたであろう、日本人水産業者の名前は、連邦関係省庁の公文書にほとんど登場しない。恐らく、排日感情を刺激しないため、ワシントンの関係者との交渉の表舞台に、登場しなかったためであろう。

準州側の要請を受けた連邦政府は、商務省漁業局や、その後身である内務省魚類及び野生生物局、内務省準州島嶼課が中心となって、連邦政府予算によるハワイ海域の大規模な漁業調査の実現を画策した。その要因の一つには、1930年代における日米関係の悪化に伴って浮上した、ハワイの食糧自給率の向上と有事に備えた食糧備蓄という課題があった。これらの関係官庁は、海の向こうから襲いかかり、ハワイ海域を封鎖するであろう日本艦隊の存在を強く懸念する一方、ハワイ海域で操業する日本人漁船を準州における食料自給率の向上と食糧備蓄に貢献する

存在とみなして、その操業を保護しようとしたのである。

一方、戦前から一貫して日本人漁船の存在に眉をひそめ、その排斥に努めたのが米海軍と F. D. ルーズベルト大統領であった。これらは漁船と日本艦隊を同一視し、日本人漁業者を日本国家の手先であると解釈した。そのため、戦前においては外国人の漁獲に対する課税や外国人による漁船所有の禁止、またカネオヘ湾での漁業禁止や、名目上アメリカ市民を漁船所有者と登録して操業を続けていた日本人漁業者の漁船の没収といった手段を取った。さらに太平洋戦争開始後は、戒厳令下に置かれ、準州政府の機能が停止したハワイにおいて、軍政部主導のもと、漁船を全て没収し、大型漁船は海軍が使用する一方、それ以外のは指定の場所に係留した。そして日本人及びその子孫の漁労を一切禁止することによって、ハワイの海からの排日を完成させた。

しかし、日本人漁業の全面禁止は、ハワイ準州における鮮魚供給の激減をもたらした。そこで厳しい制約のもと、日本人以外の漁業者の操業が徐々に認められた。1943年3月に文民統制が部分的に復活すると、準州政府や地元水産業界による漁業規制の撤廃と日本人漁業復活の要求が高まった。また同時に、連邦政府主導の漁業調査の実現へ向けた議論も、準州農林行政委員会、特に魚類鳥獣課の間で復活した。これらは、ハワイの漁業振興のみならず、広く中部太平洋海域における漁場開拓などを視野に入れていた。このような準州側の要求に対し、連邦内務省は全面的に賛同し、戦後の中部太平洋における漁業振興を計る立案作業が始まった。

こうして、1947年1月13日に準州代表のファーリントン代議士によって連邦議会に提出された、太平洋における漁業調査法案 (H. R. 859) は可決され、同年7月24日に成立した。準州農林行政委員会が商務省漁業局に、連邦政府支出によるハワイ周辺海域漁業調査の開始を訴えてから、すでに20年が経過していた。当初はハワイ諸島内におけるローカルな漁業振興のみを対象としていたが、しかし1947年の法案は、戦前の太平洋において、日本が大規模な調査を行い、漁業を独占していたのに対して、アメリカがほとんど関心を払ってこなかったことに対する反省を踏まえ、今後はかつての日本の漁場と市場を奪うべく、ハワイを調査拠点としてマグロ・カツオ漁場の開拓や漁法、漁具の開発などを積極的に行うことを目指していた。太平洋漁業におけるロシア(ソ連)や日本、とりわけ日本との水産資源や市場を巡る競争を強く意識したこの法案は、戦争を間にはさんだ20年間の間に、太平洋を取り巻く政治的経済的環境が大きく変化したことを物語っている。また、それと同時に、1946年から開始されたマーシャル諸島での核実験は、連邦政府が中部太平洋を、漁場であると同時に核実験場として認識し、利用しはじめたことも意味している。漁場としての太平洋と、核実験場としての太平洋を、連邦政府はどのように「両立」させようとしたのかについては、今回の報告で触れることができなかった。報告者の今後の研究課題としたい。

参考文献

- 拙稿「ハワイにおける日本人漁業者排斥について－太平洋戦争期を中心に」『地域漁業研究』51号2巻、2011年、pp.69-89、拙稿2015. *Sea of Opportunity: The Japanese Pioneers of the Fishing Industry in Hawai'i*, Honolulu: University of Hawai'i Press, chapter 4.